

## 等級及び職制上の段階ごとの職員数

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

（令和5年4月1日現在）

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	人数	割合	職制上の段階	人数	割合
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	29人	9.9%	主事級	29人	9.9%
2級	知識又は経験を有する主事又は技師の職務	35人	11.9%	主事級	35人	11.9%
3級	1 係長の職務 2 高度な知識又は経験を有する 主事又は技師の職務	101人	34.5%	主事級	72人	24.6%
				係長級	29人	9.9%
4級	1 課長補佐の職務 2 高度な知識又は経験を有する 係長の職務	61人	20.8%	係長級	32人	10.9%
				課長補佐級	29人	9.9%
5級	1 課長の職務 2 高度な知識又は経験を有する 課長補佐の職務	51人	17.4%	課長補佐級	22人	7.5%
				課長級	29人	9.8%
6級	1 部長の職務 2 高度な知識又は経験を有する 課長の職務	11人	3.8%	課長級	9人	3.1%
				部長級	2人	0.7%
7級	部長の職務	5人	1.7%	部長級	5人	1.7%
合計		293人	100.0%		293人	100.0%